

戸山サンライズ

特集

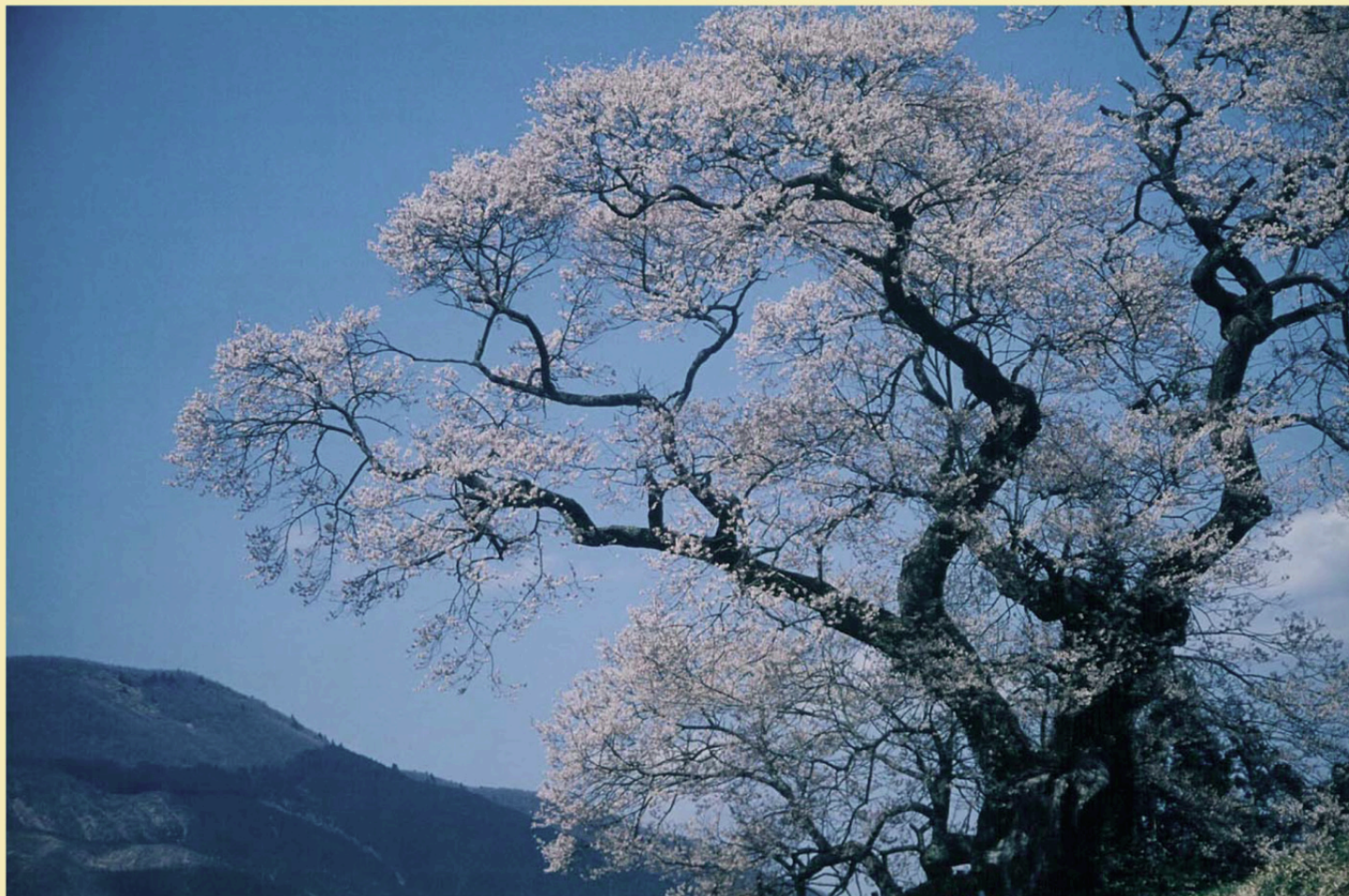
セミナー
新しい障害福祉制度とこれからの
障害者の地域生活支援について(Ⅱ)

最新行政情報

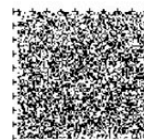
「工賃倍増5カ年計画」について

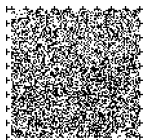
2007

4・5月号



全国身体障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

第21回障害者による写真全国コンテスト

銀賞 「春」(広島県庄原市)
広島市 岩見 忠義

桜を写すのはとても難しいのです。よく晴れた日にいい桜をいい青空をバックにととても綺麗に取れています。黒い大きな幹の様が力強く、左下の山並みが画面をしっかり支えて見事です。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第21回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より256点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

目次

2007年4・5月号

■特集：セミナー

「新しい障害福祉制度とこれからの障害者の地域生活支援について(Ⅱ)
シンポジウム 地域でともに暮らすために」————— 1

■ライフサポート

「社会保険Q & A」————— 高橋 利夫 13

■スポーツ

「地域における障害者スポーツ事業の現状と課題」————— 平山 輝明 14

■最新行政情報

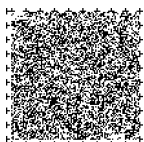
「工賃倍増5か年計画について」————— 箕輪 優子 16

■ライフサポート

「最新福祉用具紹介
— 福祉用具研究開発助成事業で
実用化されたもの(その2) —」————— (財)テクノエイド協会 20

■レクリエーション

「余暇という福祉資源の活用」————— 藺田 碩哉 23



セミナー「新しい障害福祉制度とこれからの 障害者の地域生活支援について」(Ⅱ)

シンポジウム「地域で共に暮らすために」

| | | |
|------------|--------------------|-------|
| 【コーディネーター】 | 高崎健康福祉大学教授 | 北沢 清司 |
| 【シンポジスト】 | 駒澤大学助教授 | 佐藤 光正 |
| | ひがしまつやま市総合福祉エリア施設長 | 曾根 直樹 |
| | 愛知淑徳大学教授 | 谷口 明広 |



北沢 清司氏

前号に引き続き、平成19年1月27日に、全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）で開催されたセミナー「新しい障害福祉制度とこれからの障害者の地域生活支援について」の後半のシンポジウム『地域で共に暮らすために』を掲載させていただきます。これからの障害者の地域生活支援に、お役立てください。

（シンポジウム冒頭、各シンポジストから、「地域で共に暮らすために」というテーマに関連して、発言がありました。）



佐藤 光正氏

○佐藤氏からは、「障害者の思いに寄り添う相談支援 ～視点の転換～」というテーマで、これからは利用者本人の車（利用者主体）で目的地に向かえるよう支援（エンパワメント）することの必要性が強調されました。本人の“将来～こうありたい”という思いに寄り添い相談支援していくためには、生活の視点及びストレングス視点への転換が不可欠であり、状況のリフレームや支援軸のズレを要約し理解の共有化をはかるスキル、また“そのためにはどうするか”という利用者本人の思いを現実化する魔法の問いかけなどの話がありました。



曾根 直樹氏

○曾根氏からは、シンポジウムのテーマが「地域で共に暮らすために」ということで、「自立と共生」について触れられ、「自立」というのは、「自己決定して生きること」、「自立支援」ということは、「自己決定支援」である。また、「共生」というのは共に生きることである。との発言がありました。

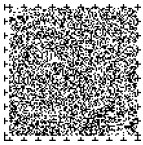
引き続き、「ユニバーサルな支援と共に生きる社会を目指して」ということで、「市民福祉プランひがしまつやまの策定」の経過などについて述べられ、その理念は、「手帳を持つ障害者だけでなく、ハンディキャップの状態にある全ての人を支援することを計画し、また、「障害がある、なしで分けない」ことから「統合保育」「統合教育」の推進を謳っているとの発言があった。



谷口 明広氏

○谷口氏からは、「地域づくりと関連した効果的な地域生活支援サービス体制の在り方と「地域力」の再構築」についての発言がありました。

この「地域力」を構成する要素は、公助、互助、共助、自助であると定義し、この「地域力」について、全国9地区で実施したフィールド探索調査の結果についての報告があり、「地域力」を高めていくためには、旧来の地縁による繋がりでなく、新しい形の「つながり」、地域のたまり場づくり、地域を牽引するネットワークづくりなど6項目について説明がありました。



○北沢 午前中の講演から始まって、只今のお三人のご発言を伺い、1つ大きな視点が実は流れていたというふうに私自身は感じております。〇〇障害とかそういうものを問わない。サービスを必要とする人という概念で物事が進んでいくことが望ましいんですよという部分。そのときに、ある意味で言えば、従来までのマイナス要素ばかりを専門家と言われる人たちは注目していたけど、そういうかわり方ではだめなんだよという話で佐藤先生につながっていったのだらうと思います。そして、曾根さんがその実践を詳しく報告してくださったと思っております。最後に「共に暮らす」といったときに、その暮らしている「地域の力」という面に着目して、谷口さんがお話をしたというふうに思っております。

これからの時間、少し討議をし合いたいと思うんですけども、それぞれの方から、この点、どうなんだいというようなことで聞いていただくというところからいきたいと思いますけど、谷口さん、お二人に何か聞いておきたいことはございませうでしょうか。

○谷口 まず、佐藤さんにはお聞きしたいのは、知的と身体は一緒にずっとやってきたのですが、精神だけは別だった。只今のご発言を伺っていると、佐藤さんですから精神の特徴が、出ちゃうんですが、精神の方から逆に、身体、知的の方々を当事者として、一緒に考えていただいているのかなというのが、私の疑問の1つです。個人的には、私もいろいろ精神の方と関係を持っているのですが、あまりその観点を聞かせていただいたことがないので、一度お話を聞かせていただくとありがたいかなと思っております。

曾根さんには、東松山の「地域力」はどうですかと、伺いたかったので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤 答にならないかもしれませんが、いつも考えていることをちょっとお話したいと思ひます。障害特性をどうとらえるかというときに、これまでの専門性は、研ぎ澄まされて冷たくその障害にはこういう特徴があるから、こういうふうにかかわらなくちゃいけないんだと、むしろ健常者や他の障害

者とどう分けるかという視点から専門性を使っていたような気がしてならないんです。こう違うんだ、こう違うんだって、そういう違いをたくさん見つけられると、非常に専門性が高いような気になっていただらうと思ひます。

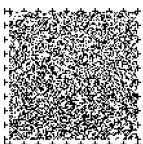
だけど、これからの障害特性を理解する専門性はどう同じように扱えるか、どう特別扱いしないようにできるか、そのためにはどう理解して、どういうふうにお手伝いをしていけば、同じように地域で生活できるのかという方向で専門性を使わなければならないと思ひます。その意味で生活者としてみれば、身障だ、知的だ、精神だというカテゴリー別に他の障害をみるのは、あまり得策ではなく、健常者も含めて当事者だと思ひます。

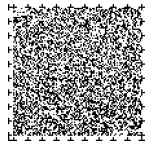
精神の場合これまでの歴史的に施策が分かれていた部分が非常に大きいです。加えて精神医療という部分は今でも強いんです。そういう中で精神障害者は、今でもすんなり福祉の対象になりにくくて、病人なのか、障害者なのか、役所に相談に行っても、どっちなのか、はっきりしろみたいなことを言われるくらい遅れた状況です。援助者もこれまで長く入院中心の医療の枠に入っていた弊害から、この人が地域に出てどういうふうサービスを主体的に使いながら生活するかというレベルになかなかシフトできない。あっぴあっぴが今の課題だらうというふうに思ひます。

○北沢 曾根さんお願ひできますか。

○曾根 谷口さんのお話をお聞きして、東松山に調査が入ったら、どういう分類になったのかなと思ひながらお話を聞いていました。例えば、行政が何年かごとに住民に15の政策の中で優先順位をつけるというアンケート調査をやるそうなんです。第1位は高齢者介護なんです。障害福祉は13位なんです。15のうちですよ。だから全然高くないですよ。住民全体からアンケートをとると。

ただ、そういった反面、今、どこの町でも障害福祉計画の策定をしていると思うんですけど、東松山市ではこの間、一応素案ができてパブコメもかけているんですけども、住民説明会というのをやったんです。2回やったんですけど、それぞれ80人ぐらいの人たちが来て、そのほとんどがいわゆる障害福祉の関係者ではなかったんです。だからそういったところを見ると、80人とい





う人数が多いか少ないか。でも市役所としては全く予想外に多かったと言っていましたね。ただ、そこにしかも一般の人たちが大勢来たということは、市もすごく宣伝はしたんですけど、あちこちに素案を置いたりとかポスターを貼ったりして、やっぱり関心は高いのかなと思ったりしました。

あと、障害福祉計画の策定のときに住民アンケートをとったときに、一番評価が高かった施策は教育なんですよ。いわゆる統合教育ですね。これに対する住民の評価が一番高かったのだそうです。だから、一緒にいるということについて、住民はそれに共感して評価をしているし、そのことによって、障害のある人と出会う機会もすごく増えてくるし、あとクラスのお友達に障害のある子がいるという子も増えてきて、それが「地域力」ということでいうと、私は原点なのかなと思います。

あとグループホーム、今、市内に18か所あって、人口9万人なので、全国平均で言うと、今、10万人当たり2.5か所ですよ。それが18か所なので6倍ということで多いのですけれども、別にグループホームが多いのはどうでもよくて、ただ、反対運動でだめになったグループホームというのがこれまで1か所だけなんです。しかも反対運動が何で起こったかという、住宅の中の月極め駐車場というのがないじゃないですか。その月極め駐車場の地主さんが、そこを今度グループホームに転用するということで締め出しちゃったんですね、契約していた人を。それで、おれたちの駐車場をどうしてくれるのだというので反対にあったと。別に障害者が来ることに反対したのではなくて、月極め駐車場がなくなることで反対されてだめだったという、そういうことがあったりして、田舎でするので、のんびりしているといえはのんびりしているのかもしれないんですけど、そんなこともあります。

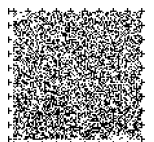
あと、私たちのところの事業所で言うと、登録ヘルパーの方が120人ぐらい働いてもらっているんですけど、そういう人が、私たちは介護保険事業だけでなく、身体、知的、精神全部行きますので、要するに実体験するわけですね。障害者のケアをする。そうすると、だんだんそれがヘルパーさんたちにとっても当たり前で特別なことではな

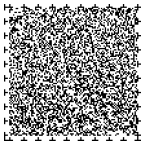
くなっていて、しかもきのう実は登録ヘルパーさんの新年会があったのですけれども、会社を定年退職したある男性のヘルパーさんが自分のところに来て、目をキラキラ輝かせて、1年たって、本当にこの仕事がおもしろいと思うようになった。最初は嫌だったんですって。何でそう思うようになったんですか、と言うと、それはうまく本人も説明できなかったんですけど、すごく自分が自然にケアができるようになったと。「それはもしかしたら、昔、巨人にいた川上が、球がとまって見えたというのと同じようなものですかね」とか言ったんですけど、何かつかんだというか、そういう実感を持っている人が、仕事を通じて増えていくみたいなこともあって、いろんなことの相乗効果で何となくそんな雰囲気。また、市長が「ノーマライゼーションのまちづくり」ということをずっと言って、13年市長でいて、しかも月に1回2回は地元の駅に立って街頭で政策の演説するんですね。朝、通勤・通学時間に。「市民の皆さん、私はノーマライゼーションのまちづくりを進めています」と言うんですよ。だから「ノーマライゼーション」が何かということまでは知らなくても、少なくとも「ノーマライゼーション」という言葉に日本で最も多く接している市民かもしれないですね。そんなことです。

○佐藤 さきほど言い忘れたことですが、そもそも身障、知的と精神というふうに、その分け方がいいのかどうなのかというのがありますが、わかりやすいところが施策にのりやすいと思うんですね。精神領域は非常に障害がわかりにくい。このわかりにくさに対してどのようにわかりやすくするかという、専門性の力がこれまで非常に弱かったのではないかと反省しています。これからだろうなと思います。というのを付け加えさせてください。

「入所施設から地域へ」について

○北沢 ありがとうございます。少し私の方からですが、曾根さん、もう28年前なんだけど、ぼくがまだ国立秩父学園にいた頃、埼玉県の入所施設の調査をしたことがあるんですね。そのときに比企郡に





入所施設が固まっていたという結果が出て、埼玉県のお話をして、大変ローカルで申し訳ございませんけど、私も埼玉に住んでいるものですから、どうしてもそういう話になってしまうんですが、伊勢崎線の埼玉でいうと東側の方には施設、資源がほとんどないという状態が28年前の状態なんです。比企郡でかなり早くから相談の仕事をしてきていて、あの当時の入所施設は確実になくなってきているのかどうかというのをぼくは一番知りたいんですよ。ぼくらの印象ではあまり変わってないのではないかと。要は入所施設から地域に、あの地域で出てきていないのではないかと不安を持っているものですから、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

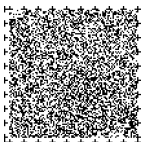
○曾根 比企郡というより、埼玉県は県北と言われる県の4分の1の地域に埼玉県全体の入所施設の4分の3が密集しているんですね。それは県の南側が東京に隣接しているので、土地が高いとか反対運動があってつくれなくて、みんな県の北側の方にどんどんつくってそうなったという偏在が起こっているんです。

それで入所がなくなってきたかという全然なくなってなくて、例えばその比企郡の中には埼玉県立のコロニーもあって、私は学校卒業して最初にそこに勤めたんですけど、今、全国的にはコロニーというのは縮小解体路線ですけど、埼玉のコロニーは3年前に逆に52人定員増やしているんですね。

いわゆる地域移行ということ来说うと、さっきもグループホームが増えたというお話したんですけども、18か所のグループホームで、入所施設から退所してグループホームに住んでいる人が半分以上占めているんですね。入所から地域に移行している人は多くなっているのだろうと思うんですけど、ただ、そうするといわゆる施設城下町問題みたいなことが起こるじゃないですか。だから、これも本当にどうなんだろうかと、率直には思っています。

精神障害のこれからの課題は

○北沢 ありがとうございます。すごく今気になっていることは、ある



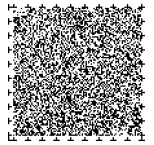
意味で言えば、市町村の Monroe 主義がかなりこれから出てくるのではないのかなと、ぼくは心配しているんですね。いわゆる事業者の側が精神障害の方はお断りと言っているような Monroe 主義的なことがかなりこれから大きな課題になってくるのではないかと気がしているのですけれども、どうですか、Monroe 主義的な部分で言うと、佐藤さん、まだ精神障害の場合には、これからという課題がすごく多いだろうと思うんですね。

○佐藤 厳しい部分もあると思いますが、それぞれの障害者は苦手としているところがそれぞれ違うと思います。それは別に障害同士のレベルだけではなくて、地域の中には、あることが得意な人、あることが苦手な人がいます。そのような意味で一緒に混ざり合っていくことを期待します。精神的に100%健康な人はいませんから。

地域格差がますます開くのでは

○北沢 今、ぼくの提起した課題、いわゆる「地域力」に物すごく関係するんですね。地域でいわゆる力を持っているところと、力のないところの格差、格差が物すごく開いちゃうのではないかとこの心配を結構いろんな団体の方がされていますよね。その辺どうですか。

○谷口 確かに出てきていると思いますよ。自立支援法になって、地域格差をなくすというスローガンはよかったのですが、結果的には地域格差はすごく出てきた。そうして、良い地域は、すごく良くなっているし、だめな地域はそのままだし、悪くなっている地域もあることは確かですね。そしたら、私は、もっともっと利用者である障害者もっている人たちが、もっと賢くならないといけないと思いますね。もっと良いところへ引越せ



ばいいのにと考えます。ほんとうに、どうして生まれた土地にずっといなきゃいけないのか、お母ちゃんがいるから、ずっといるのか、お父ちゃんがいるから、ずっといるのか。そんなに東松山がよかったら、みんな東松山に引っ越したらいい。いろんなところに引っ越せばいいと思いますよ。

今、すごく怖いのは、私が住んでいる京都で、京都市近郊から京都市に入ってきているんですよ。なぜかといったら、京都はいいからですね。例えば、今、曾根さんも言われたように、北関東地域の問題も絶対にありますよね。今、障害者運動の立場からしても、北関東地域で頑張っている人たちは、多くが東京に引っ越して来るんですよ。そして、施設に入らなければいけない人は、北関東地域の施設へ行っちゃうんです。そしたら、その北関東地域の空洞化というのが、今、障害者運動の中でもすごい問題になっています。その根本的な問題も、これから解決していく必要がある。あの支援費制度も、自立支援法も、誰のための法律かを考えないと、事業者のための法律になりかけています。どうして福祉で儲けようと思う人がいるのか。私は、非常に疑問を感じるわけです。

何故かという、重度訪問介護は、単価が安いんですよ。けれども、重度障害をもつ人たちが一番望んでいるのは、重度訪問介護なんです。安いお金で、たくさん時間にわたり面倒を見てもらえるからです。利用者からすればこれがベストなんですよ。

今、先生が言われたように、「安いサービスは受けられない」という事業者がすごく増えてきています。そうすると、結局はヘルパーさんにもお金を払えなくなり、ヘルパーさんがどんどんやめていっている。新しいヘルパーさんが入らなくなっている。世の中は、景気が回復してきているので、ヘルパーを続けるよりは、スーパーのレジで働いた方がお給料がよくなってきている。そうしたら、ヘルパーさんがいなくなる。このようになると、何年か前に逆戻りですよ。

だから、「地域力」というのは、そういう意味で、すごく重要だと思うんですよ。一回ヘルパーさんになっちゃったおばさんを、もう一度ボランティアに戻すというのは、ものすごく大変なことです。同じことをやっていると、お金もらえるかどう

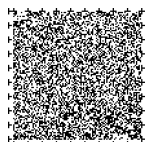
かの違いなんです。うちの学生も、1年生のときに、大半がヘルパーの資格取っちゃうんです。大体80%ぐらい取っちゃうんです。そしたら1年生の秋から、ヘルパーさんのバイトに行く訳です。そうしたら、ボランティアで失敗して、ボランティアで泣いて、ボランティアで苦しんでという学生が、今ほとんどいなくなりました。こんな日本でいいのですか、曾根さん。

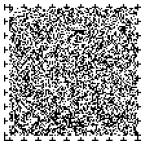
○曾根 今、私は谷口さんのお話でちょっと発言させてもらおうかなと思ったんですけど、2点実はあって、いわゆる引っ越しの問題ですよ。これは本当にすべてを壊すと私は思っていて、例えば自分たちのところでも、いわゆる統合保育・統合教育を進めていることで、近隣から障害のある子どもさんのいる家族が引っ越してきているという話が出ていますよね。こんなことを進めたら、市の財政が破綻しちゃうのではないかと。だから福祉ばかりというのはいかなものかという声も挙がっています。だから、そういう移民を推奨するようなことはぜひ考え直していただきたいと私は思います。

それは別に自分たちの町を守るということではなくて、やはりおかしいと思うからです。私も町田のヒューマンネットワークというところに行ったときに、埼玉から引っ越して行ったという脳性まひの人と会いましたけど、「ぼくは福祉難民なんです」とその人は言っていましたね。確かにそうですね。地元に住んでいたら自立生活できるだけのサービスが、支援費より前のことですけど、受けられないと。だから、そうやって出してくれるところに引っ越して行く。

そうやって、どんどん障害者が集中していく。最初はいわゆる理念でみんな進めると思うんですけどね。みんな地域で暮らすのが当たり前だと思って進めるのだけれども、あるところが突出したことによってドーッと流れ込んでいくということが風評でも始まってしまうと、今度やっている側は身構えますよ。これはやり過ぎだと、もっと戻さなくては大変だという負のインセンティブが働くので、それは谷口さんにはぜひ考え方を考えていただきたいと思いました。

あと、もう一つ、事業者のもうけ





のことは、私は、でもそうはいっても、安定してサービスを提供していくためには、ボランティアだけでは

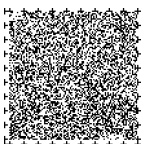
難しいのではないかなと正直思っています。自分たちのところも実は自立支援法になって、ヘルパーステーション、月100万円収入が減っているんですね。年間1,200万円だから本当に大きなお金なんですけれども、そうすると今度は、ヘルパーがおっしゃるように集まらない。それから経験を蓄積していくということもできなくなっちゃいますよね。だってそれでは生活できないわけですから、今、常勤のヘルパーが自分のお給料を自分のホームヘルプサービスだけではとても稼ぎ出せないですよ。ですから大勢の非常勤のヘルパーを使って、非常勤のヘルパーの賃金と報酬の差額を常勤に仕送りして何とかもたせているという状態ではないですか。そうするとやっぱり支援する側も育たないし、継続もできないし、ますます危うくなっていくのではないかと私は思っています。

物すごく大もうけしてという必要はないと思うけど、少なくとも普通に働いて、普通のお給料がもらえるぐらいのところは福祉だって必要だと自分は思うんですね。そうしないと、障害のある人の暮らしだって安定しないし、そこを頑張っちゃっていいこうと思う志だってくじけちゃうと思うので、その2点目も実は谷口さんには言いたかったところで、これはちゃんと適正な、要するにもうけるほど高額なものはいいいけれども、でもちゃんとその人が生活できるぐらいの、しかもすり切れて、パーンアウトしてやめなくて済むぐらいのところ成り立つぐらいのところは絶対キープしなくてはいけないのではないかと思います。

○谷口 それは分かっているつもりです。別に、無茶を言っている訳ではありませんが。

精神障害の方のサービス利用について

○北沢 そういう意味で、身体と知的に関してはかなり市町村でも見える部分がすごくあるんですよね。ただ、精神のいわゆるホームヘルプが、支援費制度がスタートするときに市町村に移ったんですけれども、どうなんだろう、曽根さん、ぼくは東松山で精神の方がかなりサービスを利用されているの



だろうかというのは、あまり見えないんですね、どうですか、その辺。

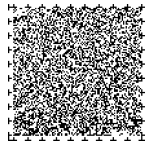
○曽根 どのぐらい利用していれば使っていることになるか。

例えば相談事業で言いますと、総合相談センターの延べ相談件数の49%は精神障害者の方からの相談なんですよ。あと、ヘルパーステーションでも、今、障害のある方に対して150人ホームヘルプサービスを提供しているんですけど、28人が精神障害の方ですね。だから、これが人口9万人というところに換算して多いか少ないかは自分にはわからないんですけど、状況としては、そんな感じですよ。

○北沢 なかなかいろいろところで、見えてこないものですから、これはどうなっていくのだろうかというのがすごく心配で、病院でもってずっと抱えたまま行っちゃうかという不安があるものですよ。先ほどの佐藤さんの話ではないんですけど、なかなか社会福祉法人で精神障害の事業所を展開されているところが物すごく少ないですよ、佐藤さん。

○佐藤 そうですね。見えにくいところもあるかもしれないんですけど、これまで精神障害領域の援助者は、何も無い状況の中であれやこれやと工夫してきたスキルを持っています。少数ですが地域に工夫する力をもった人たちがいらっしゃるんです。他障害のようにこれまでいろいろメニューが揃っていて、それに上手に当てはめるとというのが逆になかった分、自由に発想しているんなことを自由に考えられる人もいます。それから、精神障害の場合は、特にメンタルなフォロー、利用者の思いにどう寄り添うかなどが支援のキーになっているので、例えば他障害の方でメンタルな支えが必要なきは活用できると思います。

地域で頑張っている人たち、その人たちと一緒に組んでいくか、各領域もそれぞれ同じなんでしょうけど、できるといわれる援助者は確実に自分の領域を超えていますよ。必ず超えたところでわかり合っています。先ほどのメンテナンスという話がありましたけど、公で形式的なネットワークをつくることは可能だろうと思いますが、それをずっとメンテナンスをしてくれる人たちが必要です。領域を超えたところで分かり合える援



助者たち同士がキーになってネットワークを作っていくことが今後の課題だろうと思います。

○北沢 先ほどの報酬の話の部分も、今のお話なども含めてですけれども、物すごく日本の障害者福祉というのは、身障が一番先頭を走って、その後、知的が走り出して、精神障害が走り出すときにはかなり経済的に悪い状態だったので、なかなか生まれてこなかった。ですから病院の部分が非常に強いという部分があったかと思います。これを今地域で、しかも市町村という単位で何とかしていかなければいけないといったときに、市町村自身がある意味で力を持ち得るかどうかというのが実はすごく大きな課題なんですよ。

ですから、例の夕張の話ではございませんけど、夕張以上に危ないところだってたくさん全国にはあるんだよというようなことが言われ始めていると、何か今障害の方は「地域で共に暮らそう」と呼びかけているんだけど、暮らす地域が壊れていったらどうしようかなと心配しているんですよ。谷口さん、どうですか、その辺のところ。

人材確保について

○谷口 今、私が所属する大学の医療福祉学部で、1学年が150人ぐらいいるんですね。3年生が一番上ですが、もう既に、就職が決まりかけている者もいるんですね。福祉の就職は、大体4年の秋以降しか決まりません。もう今そんな時代ではないんですね。もう3年生から決まっていますから、学生本人たちは「福祉に行きたい」と言っているも、親御さんが待ってられないのです。大半の施設で、そのような状況がもしれませんか。今、うちの支援センターもそうなんです。募集しても応募がゼロなんです。全くと言っていいくらい人が来ないですよ。ヘルパーさんを募集しても来ない。ヘルパー講座は畳んでいっているのです。そうしたら、人材の確保なんか無理になり、福祉ができなくなっているようです。

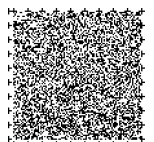
それで、国は、フィリピンから600人の介護者を入れると言っている。私は、アメリカに1年いたもので、アメリカの介護事情を少しは分かっていると思います。アメリカも介護している人たちは、移民とか黒人の方々とかで、社会的に差別されている方が多いわけですよ。日本は昔から高等教

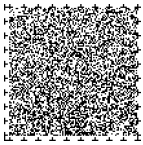
育を受け、大学を出た人たちが介護するという、世界でも稀な国だったんです。それが、日本の介護の質を保っていた、と私は思っているんですね。それが今だんだん崩れつつあります。これは地域や施設も問わず、障害者福祉の危機ですね。私は、その辺のことを、もっともっと皆さんに気がついてほしいと思っています。どうしてかといいますと、私は、大きな1つの問題に直面しているんですね。

ここ15年ぐらい、ずっと景気が悪かったですでしょう。大学を出て、勉強はできるが、福祉の心を持ってない者が、施設現場にいっぱい入って来ていたんですよ。就職がなかったんですね。「福祉へ行けば、就職ある」とみんな思っていた。けれど、本当に障害をもった方が好きで入ったかという、私はどうかと思うんです。そして、今、景気よくなってきたら、30代半ばぐらいで、パーンと、やめる人が増えています。何の躊躇もなくやめていきます。やはり、そんな現場に、みんな興味ないわけですよ。

結局、今どういう状況が起きているかといったら、福祉職員の派遣会社が地域で生まれてきているわけですね。「派遣さん」と言われる方が、施設現場に入っていく。ヘルパーさんも、そのうち、「派遣さんのヘルパーさん」がいっぱい出てくるに違いない。そうしたら、我々の生活は、本当にどうなるのか。日本が誇る高い水準の介護がいつまで保てるのか。「自立、自立」と言っているも、実際に難しくなる可能性が、いっぱいあるのではないか。このような状況になったのは、何が原因だったのかを、もう一度我々は考えないといけないのではないかと本当に思います。

○曾根 本当に谷口さんが懸念されていることは全く私も同感で、特に人材ですよ。それは本当に深刻だだと思います。だから、これをどうしたらいいのだろうか。本当に人材養成の問題もそうですけれども、ただ、気持ちがある人は絶対必要だけど、でも気持ちがあっても生活できなければ、そこにはやっぱり人は働けないと思うので、結局今国も、骨太の方針で、5年間で1兆1,000億円の社会保障費を削減と言っていますよね。ますます社会保障費用は減られる傾向にあって、そうすると何が





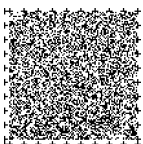
起こるかという給付抑制、あるいは単価の削減、切り下げですね。

そうするとますます福祉の仕事というのは仕事としての魅力を失っていつてしまうのではないかということをしごく心配をしています。

ではどうしたらいいんだろうと考えると、1つは、きっと谷口さんはそういうことをしごく現実的に考えているんだなということによくわかって、そういうふうになっちゃうかもしれない。そのときにどうやったら持ちこたえられるかということをし多分提起されているのだろうと思うんですね。

自分はその現実をどう対応するかというのもそうなんですけど、やっぱり社会保障費用を増やすという運動を起こさないといかんと。それは、例えば自立支援法も理念はしごくいいわけですよ。何が問題かというお金がないということですよ。一番いいのは理念があってお金がある状態だと思うんですね。理念がないけど、お金があるという状態が何を生み出したかという、大規模施設とか乱立するような世界をつくり出してきたので、やっぱり理念はしごく大事だと思って、理念があるけど、お金がない状態というのはまだ策があると思うんですね。

それは何かというと、みんなでお金を出し合っ、そこを増やしていくことはできると。そうすると行き着くのは高福祉高負担という話なんですけど、そういう社会像を国民全体が目指していけるかどうかということ、すごい大きな話になって恐縮なんですけど、自分はそう思っていて、それを進めていくには、実感値としてそこが大事だということを住民一人ひとりが思えないといけなんでしょうし、そのためには生活の実態をちゃんと共有していくことが必要だし、そのためには一緒にいるということが大事で、しかも、そうすると障害者の問題が他人事ではなくて、自分のごく親しい友達の問題だったりとか、友達の家族の問題だったりとか、あるいは自分の身内の問題だったりということを見ると、障害者5%と言われますけど、その人には必ず親がいるわけだから、両親含めたら15%じゃないですか。祖父母まで入れたら、実は35%の問題。ごく近い身内の問題と考えたって、実は多くの人の問題で、しかも、その人にとっ



てかけがえのない友達とか、そういった人まで含めたら、本当に多くの人の共通の問題だと思うんですね。そういうことをもう一回、みんなで思い出せるような取り組みが、本当に遠回りかもしれないですけど、必要だと。

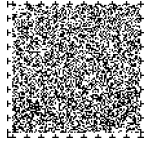
それは何を指すかという、本当に高福祉高負担だし、障害者に1割負担を求めて、それで何とか間に合わせるということではなくて、みんなで負担し合っていきましょうということなのではないかなと。えらい超空中戦になってしまいました。

○北沢 佐藤さん、人材のところは。

○佐藤 随分、今、空中戦になりましたけど、理念というのはビジョンが大事だろうと思います。とにかくビジョンがないといけないのですけれども、ビジョンがあって実践をするときに、その実践とビジョンの間をつなぐあたり、あるいは実践をやるためのもうちょっと視点だとかスキルも含めて、そのあたりが現時点では非常に弱いように思っています。こういうふうサービスを増やしたり、こういうふうやったら支援者は大変になるだろうなと思いつながら、その人がよくなっていくのを想像しながらワクワクします。そのワクワク感というのは、本人もやる気が出る、また周りの人もきついでやりがいがあるところです。

先ほどの話の流れからすると非常にミクロな部分なんですけれども、そのミクロな部分で、踏ん張っていかないと全体的な流れが崩壊していく。とにかくミクロのところ1つひとつの相談支援事例を元気づけていくことが大事だと思います。プレゼントというのは、ぼく思うんですけど、もらうより、あげる方が実は楽しいんですね。倍楽しい。相手がどんな顔をして喜んでくれるかと考えている方がワクワクします。少なくとも私はそう思っています。忙しいけど、楽しい、やる気になる、やりがいがあるそういう体制にしていかなければいけないし、そういう人を育てていかなければいけないし、そういう人が増えると、きっと何とか変わるのではないかと、変えなくてはいけないと思っています。

○北沢 先ほど谷口さんの方からの発言で始まった部分ですけども、ここ2~3年が非常に学生の就職が厳しい状況に実はなっているのだから



うなという感じがしております。それは福祉の現場そのものが介護保険の改正も含め、支援費制度も含め、ある意味で言えば、非正社員化がかなり進んでいった部分があるのだろう。

結構歴史のある東京都内のある有名な大学の場合ですと、大学の名前だけで一般企業に入っていくわけなので、いわゆる福祉の方にみんな行かないというので、今何をしているかという、企業に行き、福祉、いわゆる障害のある人たちの雇うような人材をつくらうという発想が出てきているんですね。雇う方の側に回って就職して欲しい。そういうスキルをある意味では大学教育の中でつけていきたいというような話になった。そうすると、これはかなり今後厳しい話なのだろうなど。今、ここで出ている話というのを、15年後、もっと大きく変わっていると思うんですね。日本の障害者福祉も大きく変わっているだろうと思います。要は入所施設の利用者が減って、地域で暮らす人が増えているんだろうけど、それを支える人たちが、もしかすると10年後ぐらいはこっと抜けちゃっている心配はあるわけです。

当然、曾根さんも年取っていきますよね。今、所長ですね。次の所長誰、その次の所長誰といったときの辺がぽこっといないという世代が生まれてこないだろうか、今、物すごいぼくは不安に思っているんですが、曾根さんどうですか。

○曾根 まず、私はプレゼントをあげるのも好きですけど、もらうのも好きだなと思って、佐藤さんのお話を聞きました。

人材、どうなんでしょうね。特に自分の職場は、職員の年齢の分布がすごく偏ってしまっていて、平成12年の10月に、今の総合福祉エリアがオープンして、そこで大量採用だったんですよ。自分は、ことしが実は干支で、今、47で、ことし48になるんですけど、今、職員の平均年齢が33歳なんですね、全部の平均。多くは20代から30代前半にごっそり固まっていて、もともと年代的にいないです、間が。だから、そこは確かに深刻といえば深刻だなと思うんですけど、例えば結構NPO法人なんか立ち上げている若い人たちいますよね。そういう人たちと会うと、すごく情熱もあるし、能力も高いし、という人にも結構会ったりして、自分の職場の中でどうかと言われるとちょっと考えちゃうと

ころもあるんですけども、でも、そんなに捨てたものでもないのかなと思ったりもします。

○谷口 昨日も、うちのスタッフと話していたのですが、私たちは、大学で社会福祉士とか精神保健福祉士の養成に携わっているわけです。けれども、3年生の秋に、就職が決まっちゃうと、もう資格は取らないです。「や〜めっちゃった」という感じになります。そうですね。一般企業へ行ったら、福祉士は要らないですよ。精神保健福祉士も、就職ないことがだんだんバレてきた。福祉士を取っても、就職なんか関係ないというのがバレてきた。そうしたら、これは本当に就職が決まっちゃったら、もう勉強しないですよ。ですから、この福祉士制度さえ危なくなってくる。

ですから、私たち福祉の人間は、福祉しか見てこなかった「バチ」が当たってきたのと違うかなと感じています。もっともっと全体的に見ないと、さっきミクロ、マクロの話がありましたが、福祉はずっとミクロを見ていたんですね。目の前の対象者を見るのが一番いいのだと、ぼくらはずっと教えてきた。けれども、本当にそれだけでよかったのでしょうか。佐藤さんはどうですか。

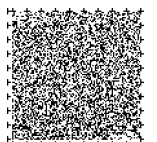
○佐藤 ミクロを見てきたというけれど、視点が全然違います。これまではミクロを見て、逆に悪くしていたのだろうと思います。それから、先程言い忘れたのですが、ずっとお金の話で気になっていました。お金というのは大事なものですけど、仕事の報酬というのはお金だけでは絶対ないと思います。得られるものたくさんあります。シビアナケースにかかわったときほど、すごく鍛えられているんな大切なものをもらった気がして感謝しなければと思います。

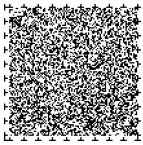
まず、ミクロのところで見えるところを丁寧に頑張ることが次のステップにつながるのだろうと思います。

報酬請求事務等について

○北沢 どうもありがとうございます。

ある意味では、「共に生きる」という理念は、1981年の国際障害者年以降、かなり大きな流れになって、当初は、ある意味では理念形だったんですね。その理





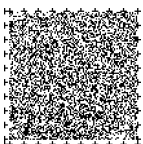
念形が法律の中にも出てきたということは1つ喜ぶべきことなんだろうと。ただ、その実効が、果たしてやっ

てくれるだけの体力があるのかというのが一番今問われている。それは、例えば10年後、ぽこっとある年代層が消えちゃっているよというのは非常にやばい話なんですよということを、今のお話の中で感じております。要は今までの既成の福祉の一応専門家と言われる、私もその責任の一端はあるのだろうと思いますけれども、持っていた価値基準というものを大きく変えていかなないとできないのだよという時代に入ったのだろうと思うんですね。

それと同時に、今、ぼくが一番このところ心配していますのは、事業者のところに勤めていらっしゃる方が一番多いので心配していることを申し上げますと、ことしの10月1日から、いわゆるインターネットでもって入力して報酬をいただく形になるんですよ。去年、介護保険の部分の中で、報酬を不正に受け取っているという摘発がかなり事業所でされたわけです。障害の方、ことしの10月1日からその仕組みになったときに、入力ミスが不正というふうには、摘発されないかという心配を実は私自身はしているんです。要は医療の畑の仕組みが福祉に入ってきた。その頭の転換がそれぞれできているのだろうか。措置の時代の請求の仕方、支援費制度での請求の仕方、今回の法律での請求の仕方が、この10月から変わるという部分の中でそういう心配をちょっとしています。

また、曽根さんに振って悪いんだけど、要は曽根さん自身は総合福祉エリアにいて、いろいろな事業所さんを当然目配りしますよね。市内なり、いわゆる比企郡の中の。そういう部分についてのところはきちんとしていると思われませんか。請求事務等が不安だよねというようなことはないですか。

○**曽根** すいません、そこまでほかの事業所のことは詳しくわからないんですけど、ただ、自分たちのところでいくと、介護保険事業も当初からやっていたので、そういうやり方そのものは別に何も特別なことではなく、例えば居宅の事業所だと介護保険と自立支援法と両方やっているところもあるので、あと、そもそも介護保険の事業所はみんなそ



うやっているわけですから、それが特別できないスキルというふうには思っていないんですけど、さっきおっしゃった「共に生きる」が理念形だったのが、実体化していくときに体力があるかというお話がありましたよね。体力というのはいろいろ経済のことだとか、人材の問題とかいろいろあると思うんですけど、自分はこの方向しかないんじゃないかと、体力ということも含めて考えると。

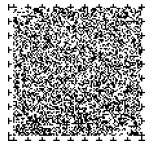
それはどういうことかということ、さっきお話したようなやり方は、特別な建物を必要としないやり方なんですよ。要するに養護学校のない町はあっても、小・中学校がない町はないし、通園施設がない町はあっても、保育園・幼稚園がない町はないし、通所授産施設がない町はあっても、会社や商店がない町はないわけですね。そこでみんな障害のある子、ない子が一緒に遊んで育て、学んで、働いて、生活ができるということであれば、新しいものをつくらなくて、そこに支援がちゃんとつけばどこでもできる。さっきの北海道の話もそうですよね。確かに専門的な医療ということであれば、少し遠くなっちゃうかもしれませんが、いわゆる療育のノウハウだけでいったら、逆に前出して、地元の保育園・幼稚園に届けるということをする方がいいわけですから、何も本人が遠くまで行く必要はないということですね。

だから、そういったやり方に、自分はむしろ大胆に転換していけるかどうかということが、これからの社会の中で本当に「共に生きる」ということが理念ではなくて、実態として定着していけるかどうかの非常に大きなポイントなのではないかなと。それさえできれば、支援に対するお金というのは既に今払われているわけだから、その使い方を変えていくだけで済むと思うんですね。あとはノウハウをちゃんと移植できるということは必要だと思いますが、だから、この道しかないんだと思っています。

最後に一言

○**北沢** どうもありがとうございます。もう大分時間が迫ってきておりますので、三人の方に、これだけは言っておきたいということを一言ずつ、今度は佐藤さんの方からお願いできますか。

○**佐藤** やっぱりこだわりたいのですが、1つひ



とつの相談支援がきちんとできていないと、いくら理念だのシステムだと言ってもしょうがない。そしてやっぱり最終的には「人（人材）」だろうと思います。箱ものにお金をかけるのではなくて、人をどう育てていくかということにお金をかけるべきです。それから専門性は、特別なものをつくらず同じように見るために発揮するほうがいいのだろうと思います。私は自立のプロセスに関われること自体非常に価値があると思っているし、実感としてお金以外の報酬をたくさんもらっています。

最後に今後のほのかな明かりですがこれまで精神障害の場合、本人がなかなか自己主張ができないのではないかと、変なことを言うのではないかと援助者はずっと先回りしてきました。しかし良質な関わりの中で、どんどん元気になって自分で発言できるようになっている人が出てきています。例えばケア会議でも、これが本人かと思うくらいいりっぱな本人に出会う場面があります。援助者の仕事は代弁ではなく、私がついているから、自分の言葉で本当のことを言っているよ、という支えに確実にシフトしてきています。この援助関係が今後の支援を展開していく上では絶対必要不可欠です。この援助関係の基盤がなく、システムだけができた結果、うまく地域で支えられず“やっぱり地域生活は無理ね”と崩れていくのを一番危惧しています。

○曾根 私は今の佐藤さんの「お金以上のもの」というのはすごく共感できて、それは一言で言うと、ちゃんと人権が尊重されている状態を共有できているということなんじゃないかなというふうに思います。それが本当に国際社会でも障害者の権利条約という形で実態として結実したのではないかなと思います。ですから、そういった状況の



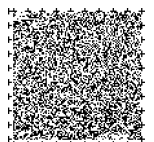
中で生きていくと、人はすごくポジティブなエネルギーをどんどん吸収して元気に前向きに生きていけるのではないかと思うんですね。

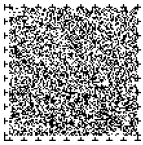
ただ、今の社会というのは、さっきの学校教育法施行令のこともそうですが、全然そうじゃない実態が残っていて、そのことによって、人はパワーレスにさせられていくのではないかと思います。ですから、そういったものを変えていくというのが自分たちの仕事の1つだと思うし、これは仕事とっていいのかわかりませんが、それがこの仕事をしている非常に大きな活力なのではないかと思います。

○谷口 2つだけ申し上げたいことがございます。きょうは朝からずっと勉強させていただいてまして、曾根さんもおっしゃったし、「とも」の西田さんもおっしゃったのですが、障害をもつ子どもたちが、養護学校に行ったらいいのか、普通学校に行ったらいいのか、これはすごく難しい問題だと思うんですね。なぜかといいますと、今、私のところに相談に来る人たちは、普通学校を出た子どもたちが増えてきました。

そうしたら、「障害者」として育ってない子どもが増えてきているんですね。「ピア」という感覚が全くありません。自分は障害をもっていない人とずっとやってきたし、障害者じゃないんだみたいなことを口にします。要するに、「障害者としてのアイデンティティー」が形成されないままで大人になっていく、学校を卒業する。このようなことがすごく怖いところですね。かといって養護学校がいいとは思いません。普通の学校に行けばいいと思っています。

うちの娘も小学校1年生ですが、今、同級生の知的障害をもつ子どもと一緒にすごくいい関係を持ってやっていますが、うちの子はその子のごことがすごく気になるみたいです。1年生に入って3週間たったぐらいに、私に「パパ、〇〇ちゃんが中庭で葉っぱ食べていたんだけど、どうしよう」って言ってきました。私はいつもの調子で「葉っぱぐらいじゃ死なないからいいんじゃないか」と言ったら、急に怒り出して、「だって砂がついているもん、何でそんなこと言うの」と、逆に怒られ





てしまいました。

そういう関係を持てるというのは、
すごくいいことだと思うんですね。

しかし障害者側からの視点とすれば、アイデンティティーを持たないままで大きくしていいのか。障害者としての苦しみ、障害者としての痛み、そんなものを感じないわけです。私はそのことが将来的にすごく大きな問題になってくるのではないかという気がすごくしているんです。だから教育も大事です、福祉も大事です。けれども、普通学校に行くのはいいことなんです、何とか子どもたちに障害者としてのアイデンティティーを持ってもらえるような、そういう政策が1つないと、私はいくら障害者主体だといっても、この社会から障害者がいなくなる可能性はあるのではないかと懸念しています。「私は障害者なんだ」と思える子どもたちがいなくなっている。これがすごく心配事の1つです。

もう一つは、障害をもった方々のことを市町村がもっと信じてほしいと思います。「ダイレクトペイメント」でいいじゃないかと最近思うんですね。例えば、今日も視覚障害をもっておられる沖縄の知り合いの方が来られています、視覚障害の方が、お肉を買いに行きたい。肉の特売だからお肉買いに行きたいというときに、2週間前からヘルパー予約できるかという問題なんです。例えば、隣のおばちゃんに「お肉買いに行く？」と聞いたら、「行くよ」と答えてくれた。「そしたら行くときに、私も連れて行ってね。私を連れて行ってくれたら300円を出すわ」と言ったら、そのおばちゃん、お肉100グラムを余計に買えるから喜ぶます。私はそれが地域をつくることだと思っているのです。

今、市町村はヘルパー資格がないとだめだとか、

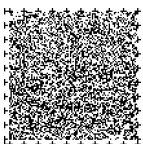
ガイドヘルパーの資格がないとだめだとか、そこまでこだわる必要が本当にあるのか。だから本人が許せば介助者は誰でもいいじゃないか。ある市町村の方はこう言います。本人にお金渡したら、介護者を雇わないで、遊んでしまうのではない。信じてないのですよ。もし個人的に別で使ったのなら、それだったらそれでいいじゃないですか。本人が困るだけだからね。お酒を飲んでもいいじゃないですか、本人が困るのだから。余分なお金をあげなかったら、解決しますよ。

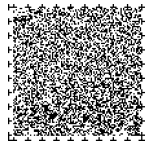
だから、私はもっともっと障害をもった方のことを信じてほしい、その2点です。どうもありがとうございました。

○北沢 どうもありがとうございました。障害者自立支援法が、2年前の10月31日に成立をした日が小泉内閣の改造の日で、その次の日、担当していた尾辻厚生労働大臣がインタビューで、ある意味でいえば、「障害者の所得が」というところで、言葉を詰まらせた非常に象徴的な場面がございました。要は障害基礎年金も含め、障害のある人の所得、それは例えば働いて取ることができるという、いわゆる稼働して稼ぐということも含めた所得の問題というのが、ある意味でいえば、これからの時代、一番大きな課題なんだろうなと。地域で暮らすという、自分なりの気持ちを実現するための所得保障はどうあったらいいのかというようなことをきょう一日お話を聞いていて私最後に思いました。

どうもありがとうございました。

(本稿は、戸山サンライズで開催されたセミナー「新しい障害福祉制度とこれからの障害者の地域生活支援について」のシンポジウムから、一部編集して掲載しております。)





社会保険 Q&A

(問) 平成19年4月から実施される離婚時の厚生年金の分割について、社会保険事務所に請求していたところ、このほど「年金分割のための情報通知書」(厚生年金保険制度)というものを受け取りました。

実際の分割に当たって注意しておかなければならないことについて、教えてください。

(答) 離婚時の厚生年金の分割については、その概要を本誌で書いておきましたが、いわば、さわりとでもいうようなものでした。

実際に通知書を受け取ってみても、「対象期間標準報酬総額」欄に金額が記載されているだけで、それにより年金額がいくらになるものか、といった記載がある訳でもありません。年金額がいくらになるかは、老齢年金受給年齢(厚生年金：60歳、国民年金：65歳)に達する前になって、受給資格期間(原則25年)を満たしている場合に計算ができることとなります。

離婚時年金分割の効果(効力)としては、次のようなものがあります。

1 離婚時みなし被保険者期間

離婚分割によって受けた第1号改定者(一般的には、夫)の被保険者期間であって第2号改定者(一般的には、妻)の被保険者期間でない期間については、第2号改定者の被保険者期間であったものとみなされます。つまり、厚生年金保険に加入していなかった期間について、加入していたものとみなしてしまうということです。

これにより改定され、又は決定された標準報酬(給与など)は、その標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力を有する、ものとなります。

2 離婚分割による老齢厚生年金等の額の改定

老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者について、標準報酬改定請求のあった日の翌月から年金の額を改定します。ただし、300月(25年)とみなされている障害厚生年金については、離婚時みなし被保険者期間は、その計算の基礎とはしません。

3 離婚分割の保険給付の特例

- (1) 配偶者又は子に加給年金額が加算されるために必要な240月には離婚時みなし被保険者期間は除かれます。
- (2) 65歳未満の在職老齢年金を計算するときの標準賞与額は、離婚分割による改定前の標準賞与額とされます。
- (3) 25年以上の遺族厚生年金の被保険者期間には、離婚時みなし被保険者期間を算入します。

4 離婚時みなし被保険者期間の適用除外

次のものは、適用されないので、注意が必要です。

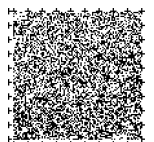
- (1) 昭和36年4月1日から61年3月31日までの厚生年金保険の被保険者期間は、保険料納付済期間とみなす。
- (2) 厚生年金保険の受給資格期間が21年から24年に短縮される特例
- (3) 男子40歳以上、女子35歳以上の者の15年から19年の被保険者期間短縮の特例(中高齢の特例)
- (4) 配偶者加給年金額対象者(240月以上)の振替加算
- (5) 離婚分割による改定前の標準賞与額

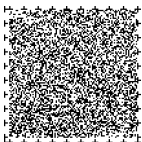
5 その他の注意点

- (1) 離婚時みなし被保険者期間は、保険料納付済期間となりません。国民年金保険料の未納があると、「離婚分割」を受けたとしても、年金受給権が発生しないことがあります。
- (2) 離婚時みなし被保険者期間は、厚生年金の定額部分の計算に算入しません。
- (3) 離婚時みなし被保険者期間だけでは、60歳前半の老齢厚生年金の受給権は発生しません。25年以上の受給資格期間を満たし、1年以上の被保険者期間がないと60歳前半の老齢厚生年金を受給できません。

以上の説明は、要点を縮めたものでもありますので、詳しくは、最寄りの社会保険事務所でお尋ね下さい。

(回答：社会保険労務士
高橋利夫)





地域における障害者スポーツ 事業の現状と課題



宮崎県障害者スポーツ指導者
協議会副会長

平山 輝明

1. はじめに

私の住む国富町は宮崎市に隣接する人口2万1,000人の農業・商業・工業の一体化した町です。身体障害者数も1,000人を超えています。福祉に関する行政の協力は県下No.1といっても過言ではありません。障害者のスポーツの取り組みも県下でもいち早い取り組みをしています。水泳・ソフトボール・卓球バレー・アキュラシー・フライングディスクなど、定期的に練習を行い、大会参加も実施回数・参加人数も多い町です。

2. 町内身体障害者スポーツの経緯と現状

毎年5月に行われる「県障害者スポーツ大会」（身体障害者スポーツ大会時代より）には、今では30名以上が参加し、ソフトボール投・60M走・障害急歩・アキュラシー・ディスタンス・ゲートボール・卓球・水泳等、多種目に参加しています。30年前にソフトボール部ができ、県下5チームで県大会（九州大会予選）に毎年参加し、県下最下位のチームでした。ルールがファストピッチからスローピッチに変更になってから練習相手チームがなく、町内でスローピッチソフトボール大会の開催を計画したのですが、10人制のため健常者チームのハンデをどのように解消するか悩みましたが、健常者チームに常時女性2名以上が参加する条件で計画しました。鹿児島県の障害者チーム、県内の障害者チーム、知的障害者チーム、民放テレビチーム等22チーム参加で盛大に開催しました。

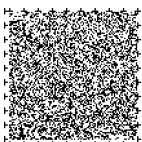
おかげで2年連続で優勝し、九州大会出場も経験しました。今は九州大会、県大会のソフトボール大会がなくなりました。これは、参加者の高齢化、参加チームの減少が原因と考えられます。

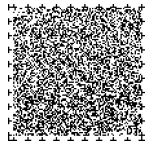


合宿写真（19年4月21～22日）

3. 水泳クラブの設立

平成元年、北海道で開催された「全国身体障害者スポーツ大会」に県から12名参加、うち3名は水泳での出場でした。当時は一生に一度しか出場できないので大会終了後、水泳を続けない選手が多数いました。それを機会に水泳愛好会を3名で設立。次年度には6名で「宮崎うずらSC」を設立しました。県身体障害者スポーツ協会登録のクラブとして「九州身体障害者水泳選手権大会」・「日身体障害者選手権大会」に参加することになりました。毎年両大会に出場、日身体障害者水泳連盟に40名以上登録した時期もありました。障害区分の見直し等があり、現在クラブ員は33名所属しておりますが、日本連盟にはうち17名しか登録





しておりません。その代わり国富町で開催を計画した「ふれあい水泳大会」には高齢者、児童、身体障害者、知的障害者、精神障害者、健常者の参加で今年で10年目を迎えます。

約70名以上参加するユニークな大会で、記録は計りませんが順位を争うのではなく、水中パン食い競争・仮装リレー・宝さがし等、楽しむことを目的としたものです。南九州（鹿児島・宮崎）記録会を平成18年度より開催しています。九州大会、日本選手権に参加できない選手も楽しんで参加しています。県下に選手がいる関係で支部制をとっております。延岡支部・宮崎支部・東諸支部・えびの支部の4支部で活動し、指導部も2名で受け持ち、初級・中級・上級に分かれて指導しています。初級にはハロウィック水泳法を取り入れています。障害の部位に見合った指導を行っています。昨年よりホームページを立ち上げています（『宮崎うずら』で検索できます）。週1回の練習で年に3回の合同練習、年2回の合宿練習を行っています。九州選手権では47種目の大会記録を出し、日本選手権で長・短水路で4種目の大会記録を出しています。

4. 卓球バレーへの取り組み

京都で始まった卓球バレーが大分県別府市の太陽の家へ広まり、宮崎県延岡市へ、そして国富町へと普及し今は宮崎県下に普及しました。卓球バレー連盟が設立され、審判長を務めさせていただいております。国富町では月3回の練習と審判講習を行っております。月に3回鹿児島市への水泳指導と卓球バレーの指導、審判指導、普及に努めております。将来は家族でチームを作ってもらって家族対抗試合や、老人会の対抗試合が出来たらと思っています。重度障害者もできるスポーツとして参加を広く呼びかけております。

5. 車椅子野球

宮崎市の脳性麻痺の障害者の希望で日赤50周年の記念事業で、わたぼうし会（フーセンバレー）や学生ボランティア、一般ボランティアの協力で宮崎県発のスポーツとして車椅子を健常者も使用しソフトボールのルールを取り入れた、打者が進むレーンを守備とぶつからないように別に作り11人で行う野球です。グローブ・バット・ボール作りに苦労され、グローブはファーストはテニスの、ほかはバトミントンのラケットにマジック布を、ボールにもマジック布を張りつけたものを使用します。ピッチャーはワンバウンドかツーバウンドでキャッチャーにボールを投げて、バッターはプラスチックバットで打つ野球です。その他のルールも細部にわたって作成されております。私も初めて講習会へ参加させていただきましたが、実に楽しいスポーツです。男女・障害・年齢を問わないスポーツです。これが各県へと伝わって欲しいと念じております（宮崎うずらのホームページでも紹介しております）。障害者のスポーツも健常者も加わったスポーツとして広がって欲しいものです。県障害者スポーツ協会、県障害者スポーツ指導者協議会も地域スポーツの指導育成のため協力をいただいております。

これからの課題は障害者、健常者、年齢を問わず幅広いスポーツ活動を行う為の地域のスポーツ指導者育成への取り組みが必要だと思います。

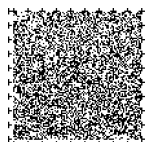
宮崎うずらスイミングクラブ

http://sports.geocities.jp/uzura_miyazaki/

宮崎県障害者スポーツ指導者協議会

<http://www.geocities.jp/miyashikyoo/>

※それぞれ検索で「宮崎うずら」「宮崎県障害者スポーツ指導者協議会」でも探すことができます。



「工賃倍増5か年計画」について

厚生労働省社会・援護局障害福祉部
障害福祉課就労支援専門官 箕輪 優子

1 工賃倍増計画支援事業について

授産施設や就労継続支援事業所を利用し働いている障害のある方の平均工賃月額額は約15,000円であり、障害のある方が地域で経済的にも自立して生活するためにはこの工賃水準を引き上げる必要があると考えています。このため、平成19年度から「工賃倍増計画支援事業」を実施することといたしました。

この事業は、都道府県ごとに、授産施設や就労継続支援事業所等における工賃の倍増を図るための具体的な計画として「工賃倍増計画」を策定し、この計画に基づいて実施する事業に対して国が財政面で支援するもので、予算額は5億円です。

2 工賃水準ステップアップ事業について

平成18年度には、「工賃倍増計画支援事業」のモデル的な事業として「工賃水準ステップアップ事業」を実施いたしました。

この事業は、全国6カ所の授産施設に対し経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図ることにより工賃水準の向上を目指したものです。以下に、本事業の対象となった授産施設や経営コンサルタントからの報告をご紹介します。

(1) 宮城県の身体障害者入所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

製造部（自動車部品検査、箱組立作業、巻線加工）

イ 工賃実績

17年度 約12,000円 → 18年度 約13,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・現在行われている製造部の作業（企業の下請作業）内容を自主生産品の製造・販売を中心としたものへ切替
- ・既存の作業を見直し、継続する作

業と廃止する作業の選別

- ・自主生産品の顧客開拓、販売方法などの具体的な事業計画の策定
- ・「食品部」の設置

エ 事業効果

- ・利用者への効果
新事業種目の考案に対して、積極的な意見や提案が出されるなど、事業に対して積極的に取り組もうという意識が高まっている。

- ・職員への効果

これまでは受け身の姿勢が多く見受けられたが、本事業において、施設の課題の顕在化や方針の明確化が図られたことにより、現状の打破と新事業へのチャレンジなど職員の意識が高まった。

- ・施設全体への効果

具体的な計画を職員と利用者が共同参画して進めたことにより、情報や意識の共有化を図ることができた。また、新事業を検討する過程では、地域との関係強化や施設の在り方を一層考えるようになった。

オ コンサルタントの総合評価

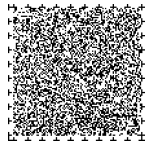
- ・事業期間が短かった
- ・今回の事業は単なる工賃水準の向上のみならず、意識改革と施設風土の変化に及ぼす影響が大きいと感じた

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側

①スタート時に目標の明確化と事業内容の工程計画を綿密に決めて実行していく必要を感じた。

②事前取り組みとして、職員の問題意識の共有化やポジティブにやり抜く意欲を醸成するための会議・研修が必要である。



- ・コンサルタント側
 - ①企業経営的な発想で経営管理の仕組みをつくる。
 - ②自己の能力を限定しないと同時に、自分たちの能力以外のことは他人の力を借りるといふ発想で取り組むことが重要である。

(2) 神奈川県¹の知的障害者通所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

クリーニング、マンション清掃、喫茶、軽作業 等

イ 工賃実績

17年度 約19,000円 → 18年度 約20,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・施設外（企業内）での作業開拓による工賃底上げ
- ・現行作業の強化（クリーニングの作業効率向上、喫茶の顧客エリア拡大）

エ 事業効果

- ・利用者への効果

クリーニング作業内容の見直しを実施したことに伴い、作業場の人数が減少し、作業量が増加したにもかかわらず、自分の役割が明確化されたことで集中して作業に取り組むようになった。
- ・職員への効果

利用者を支援するスタイルから、作業の先頭に立って従事するスタイルに変わらざるを得ない状態になった。
- ・施設全体への効果

施設が一体となって高工賃を目指して具体的な活動を行うようになった。

オ コンサルタントの総合評価

- ・施設職員が、主にコミュニケーションの重要性、組織の在り方、指導、支援の在り方、論より行動力などを体感したと感じている。

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側

事業実施前に、実施施設の研修会やコンサルタントの研修会を行うなど、相互理解や共通理解を得る機会を設けることが必要。
- ・コンサルタント側

- ①契約前の十分な実態把握、改善余地、改善項目と目標、コンサルティングの考え方・進め方等について施設経営者・担当者とコンセンサスを図ることが必要。
- ②できるだけ現場に出て関係者とコミュニケーションを図り、実態を詳しく把握することが必要。

(3) 三重県²の精神障害者通所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

パン、焼き菓子の製造・販売

イ 工賃実績

17年度 約12,000円 → 18年度 約23,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・職員の意識改革（働いて生活資金を稼ぎ出すための支援であることの明確化）
- ・パン、焼き菓子の販売拡大、サポーターズクラブ（ファンクラブ）の組織化

エ 事業効果

- ・利用者への効果

自分で働いた収入が増えることで、仕事に誇りを持ち、また家族や社会の構成員としての自覚も芽生えた。
- ・職員への効果

職員自らが何をすれば障害者の就労支援に繋がるのか、生活保障の役に立つかを見定めることができるようになった。
- ・施設全体への効果

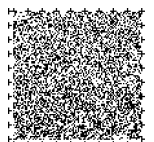
職員一人ひとりが自らの目標を設定し、達成すべく協力したことで、組織が強力なものになっていった。

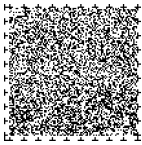
オ コンサルタントの総合評価

- ・職員の熱意が感じられる。
- ・今後は1年間のスパンでPDCAサイクルが一定の水準で展開できるようにすることが必要である。

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側
 - ①工賃アップがなぜ必要なのか、明確な視点を持ち続けないと事業は進められない。意識改





革が必須であると痛感した。

②施設側も経営に関する事前の学習が必要と感じた。

- ・コンサルタント側
話し合う時間の保障（職員→利用者・家族への拡大）など、利用者・家族含めて職員の意識改革を最優先する

(4) 滋賀県の知的障害者通所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

電機部品組立、食品袋詰、作業用手袋製造販売、公園清掃 等

イ 工賃実績

17年度 約14,000円 → 18年度 約21,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・新規事業立ち上げ（駐輪場管理、配食サービス事業 等）
- ・既存事業見直し（現状分析、勤務体制の見直し 等）

エ 事業効果

- ・利用者への効果
工賃の向上に消極的だった利用者が、新規事業に従事している利用者に興味を持つなど、工賃アップへの意識に変化が起きている。
- ・職員への効果
新規事業の担当はもちろん、それに引っ張られる形で既存事業担当職員も、工賃水準向上に向けた取り組みが活発になってきている。
- ・施設全体への効果
職員集団だけで取り組みがちであった事業が広がりを持ち、施設が活発になった。

オ コンサルタントの総合評価

「工賃アップは誰かがしてくれる」から「自分たちがやらなければ」に確実に替わってきた。変化と改革は人が決め手となる。

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側
工賃向上は一職員や施設内だけでなく、ネットワークの構築や、情報の出入りを円滑に行

う必要がある。また利用者や保護者の工賃アップに対する願いの顕在化を図ることも必要。その上で工賃アップをやりきるといふ強い志の下に事業展開を図ることが成否の鍵を握ると感じている。

- ・コンサルタント側
手順のマニュアル化（可視化）が重要である。

(5) 山口県の身体障害者入所・知的障害者通所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

ウエス製造全般

イ 工賃実績

17年度 約20,000円 → 18年度 約21,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・現状分析（生産性分析）、効率化に向けた改善計画の策定

エ 事業効果

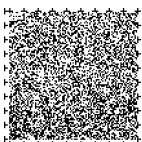
- ・職員への効果
経営のポイント、事業戦略等の専門的な手法や、職員が今行わなければならないことについて学ぶことができたと同時に、問題点が明確化され、意識改革に繋がった。
- ・施設全体への効果
施設管理者等経営陣を含めた職員や利用者の意識改革が必要なことが痛感できた。

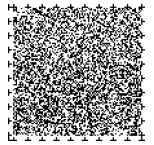
オ コンサルタントの総合評価

事業の現状分析・実態調査を行い、工賃アップに必要な客観的問題が浮き彫りになった。今後は、具体的に成果を出すための改善活動が重要である。

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側
施設職員と利用者の意識改革をまず行い、今までの施設の体質を根本から見直す必要がある。福祉的な研修だけではなく、民間業者と同じようなビジネスマナー研修、スキルアップ研修の必要性を強く感じる。
- ・コンサルタント側
①内部資料やデータの蓄積が重要
②職員意識の改革、教育訓練がきわめて重要





(6) 福岡県の身体障害者入所授産施設

ア ステップアップ対象事業種目

弁当事業、レストラン事業、ショップ事業

イ 工賃実績

17年度 約23,000円 → 18年度 約28,000円

ウ 工賃水準ステップアップの方向性

- ・19年1月に新体系事業（就労継続支援A型、同B型、就労移行支援、自律訓練、生活介護）に移行
- ・弁当事業に加え、新たにレストラン事業を立ち上げ、A型利用者には最低賃金、B型事業者には最低賃金の1/3を払える工賃水準を確保する。

エ 事業効果

- ・利用者への効果
自らチラシを配布したり、知人にレストランの宣伝をするなど売上を向上させる意識が出てきた。
- ・職員への効果
市場調査、営業、標準化のためのマニュアル作成等、これまで実施してこなかった事業の重要性を認識するとともに、福祉的就労でなく、一般の同業者と競争していく意識が出てきた。
- ・施設全体への効果
ネットワーク会議を行うことにより、施設の作業について第三者から率直な意見を伺うとともに、宣伝や販売の方法等について具体的なアドバイスをもらうことができた。

オ コンサルタントの総合評価

計画の主な部分を自分たちで担ったのが大きな自信に繋がったと考えられる。また、地域の一員であるという自覚や事業に対する意欲が一層増したように感じられる。

カ 本事業の進め方に対する意見・提案

- ・施設側
 - ①職員間での工賃アップについての議論を十分に行い、施設全体で取り組むことが重要。利用者や家族との話し合いを行っていくことも大事。
 - ②施設が主体性を持つことが大事。

③地域の第三者とネットワーク

を持つことも重要

・コンサルタント側

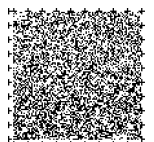
- ①経営の視点から内容を絞って集中させ、成長の視点から組織のキャリアパスを描くような戦略をとるのが望ましい。
- ②指示等は書面で行い、チェックリストとして可視化すべき。
- ③地域からの協力も重要。協力の中身とは、むしろ口コミや率直な意見など事業を補佐していく部分において非常に大きい。

この事業によって、経営コンサルタントを派遣された多くの施設から「職員・利用者・保護者の意識改革が必要」「企業経営の視点を持つことが必要」などの意見が出されました。今後は、この結果を踏まえ、「工賃倍増計画支援事業」へ繋げていくことにしています。

3 「成長力底上げ戦略」における「工賃倍増5か年計画」

先般取りまとめられた『成長力底上げ戦略』（平成19（2007）年2月15日「成長力底上げ戦略」構想チーム決定）において、「工賃倍増計画支援事業」が『「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ』として位置づけられました。具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用し、経営コンサルタントや企業OBの受入れによる経営改善や企業経営感覚の醸成を図るとともに、一般企業と協力して商品開発や市場開拓等を行うことなど、今後官民一体となり、政府全体で取り組むことといたしました。

今年度は「工賃倍増計画」策定の年度です。これから実際に工賃水準を向上させるための計画が策定され、具体的な事業が実際に始まることとなります。工賃水準の向上を目指すことは、決して施設が「儲け主義」に走ることはありません。現在、経済的な理由によって地域で生活できない障害のある方に対する適切な支援であるということをご理解いただき、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。



最新福祉用具紹介

— 福祉用具研究開発助成事業で実用化されたもの(その2) —

財団法人テクノエイド協会

当協会では、障害者・高齢者の方々の自立の促進と介護に当たる方々の介護負担の軽減に資するため、独立行政法人福祉医療機構から交付金を受け、「福祉用具の研究開発を行う者及び普及促進に資する事業を行う者」に対し助成する事業を行っています。

実施している助成事業により、最近実用化された事例をいくつかご紹介させていただきます。

なお、福祉用具に関する情報は当協会のホームページでご覧になれますのでご利用ください。

財団法人テクノエイド協会ホームページ

(<http://www.techno-aids.or.jp/>)

助成事業に関するお問い合わせ先

財団法人テクノエイド協会 開発部
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ4階
電話 03-3266-6881 FAX 03-3266-6885

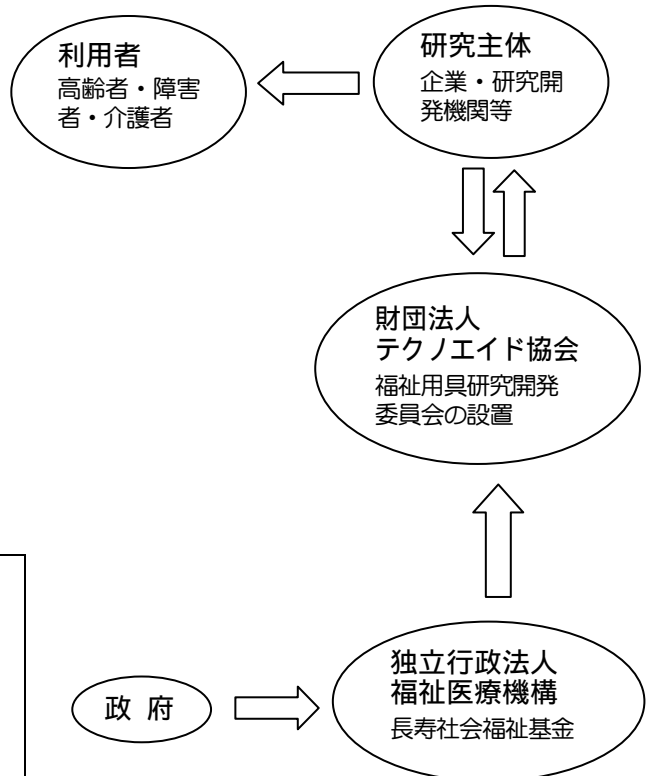
ダイモ点字テープライター

オリエント・エンタプライズ株式会社

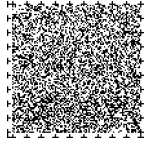
『開発の背景・狙い』

誰でも簡単に点字ラベルを作成する事が出来る優れものが誕生!!

現状日本国内には多くの視覚障害の方々がいらっしゃいますが近年視覚障害者に対する国の対応が以前と比較し格段に良くなって来ました。官庁や公共機関の受付・案内表示などに点字が使われております。ダイモは1965年に日本法人が設立されまし



た。当初エンボシング(凹凸)で出来るテープライターとして日本全国に普及し一世を風靡して紆余



曲折を経過し今日に至っております。

特にダイモテープライターは目の不自由な方に使用出来ないかと言う事で大学の教授・取り扱い業者・ダイモ社と共同にて開発したのが始まりで、ハンディタイプの点字テープライターとして発売されました。目の不自由な方にも簡単に点字が打てる操作性においても他社にはない利便性をもっています。



(点字用本体及び点字用文字盤、点字文字見本)

《商品コンセプト》

■使用環境

- ①エレベーター、ドア、階段などのバリアフリー対策に
- ②自動販売機等への表示に
- ③レストラン、飲食店のメニュー表示に
- ④官庁、公共機関の受付や案内表示に
- ⑤備品やネームプレートなどに
- ⑥病院、薬局での薬の種類や服用方法の表示に
- ⑦デパート、スーパーなどの商品表示に
- ⑧身のまわり品への名入れ表示に
- ⑨視覚障害者施設等に

■商品の特徴と使い方

・特徴

- ①点字の知識がない方でも簡単に点字が打てます。
- ②目の不自由な方でもご使用出来ます。
- ③手動式ハンディタイプで電池は使いません。キーボード操作は不要です。
- ④ダイモテープは好きなところへ簡単に貼れます。
- ⑤文字盤は文字と点字の両方にエンボス加工表示が出来ます。
- ⑥文字盤(3枚)は自由に差し換えて使用でき、ほとんどのかな文字、数字、アルファベットが打刻出来ます。

・使い方

- ①文字盤を回して文字を選びます。
- ②握手をするようにハンドルを握るだけ。
- ③文字が点字でテープ(マットタイプつや消しのもの)に打刻されます。
- ④テープをカットし保護シールを剥がして貼り付けます。

〈商品に関する問い合わせ先〉

オリेंट・エンタプライズ株式会社

〒111-0042 東京都台東区寿1-21-11

電話 03-3845-7751 FAX 03-3845-7850

エアバッグを搭載した車いす

ピアバック (エアバック付車いす)

株式会社プロップ

TAISコード：00870-000001 分類コード：122489

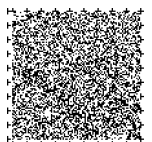
1. はじめに

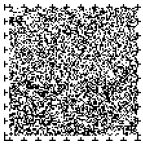
このエアバッグを搭載した車いすは、「自分たちの行動エリアを広げたい、遠くに旅行をしたい」というある障害者の若人グループの熱意と、少子高齢化が進む現況で介助者がいなくても、一人で楽しく外出ができる自由で拘束されない社会づくりができればと考え開発を進めてきました。平成14年～15年度には財団法人テクノエイド協会の福祉用具研究開発事業の助成のもとに完成を目指しました。この研究開発の目標は、車いすが万が一の転倒時に利用者をやさしく包み込むエアバッグ式人体防護装置です。



2. エアバッグのシステムの概要

車いすの転倒を検知する「転倒感知センサ」とエアバッグを瞬時に展開させる「インフレーター」と人体の





最重要部位を防護する「エアバッグ」で構成されています。

転倒感知センサは、2軸のジャイロセンサと赤外線距離センサのANDの回路としてあります。ジャイロセンサの不得意とする大きな横ぶれ等は赤外線距離センサがカバーをします。また格子状の排水溝のふた・グレーチング、踏切のレールの溝、エレベータやリフターのすきまは赤外線距離センサの弱点ですが、これをジャイロセンサが補うシステムです。

インフレーターは、炭酸ガス80%と窒素ガス20%の265気圧のボンベで、0.2秒でエアバッグを展開させる必要性から、封板の開封には0.1gの火薬を使用しました。このインフレータの取扱いは火薬取締法の適用除外（経済産業省）であり、取扱い免許等は不要です。

エアバッグの素材は、ベクトランという軽量で収納性がよく、地面に接地しても破れない生地を選定しました。

形状は車いす内蔵型とし、3点式ベルトとしました。



どの方向からの転倒でも人体の最重要部位である顔面、頭部、頸部、肩部を防護できるものとしました。

電磁波・静電気対策は、国際電気標準会議 IEC61000 4-3 4-2をクリアーしています。

3. 性能の評価

①横浜市総合リハビリテーションセンターの評価報告

ウイリーなど特殊な場合を除き、転倒しない場

合にエアバッグ展開信号がでることなく、日常生活における動作安定性については問題ない。

②独立行政法人産業安全研究所におけるエアバッグの衝撃吸収性試験

頭部に受ける衝撃は1000HIC以内である。転倒時には水平方向の加速度成分を有するためダミーの体が投げ出される傾向にあり、車いすへの固定方法等を検討する必要がある。

注) 1000HIC以内であれば、重大な傷害を受ける確率は低いとされている。(自動車工業会アセスメント)



4. おわりに

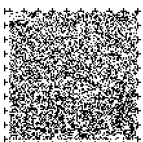
エアバッグの緩衝効果は、あるときとないときを比べればその効果は明白です。人体がエアバッグから外れる場合があり多くの形状のエアバッグを作成して試作試験を繰り返しました。その結果、最も効果のあった「コスモス」型を採用し、3点式ベルトで装着できるように作られています。ペットネームは「ピアバッグ」。多くの方々にご使用していただけるようオーダーにも対応してまいります。

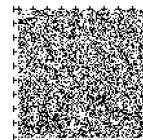
〈商品に関する問い合わせ先〉

株式会社プロップ

東京都新宿区天神町8 神楽坂Uビル4階

電話 03-3780-5685 FAX 03-3780-5695





余暇という福祉資源の活用

……自立生活支援のための余暇の過ごし方モジュール

実践女子短期大学教授

藺田 碩哉

余暇と言えば余ったヒマ、時間が余れば「余暇する」ことはあっても、仕事が忙しくて時間が余らなければそれまで、余暇などなければないで何とでもなる、と言うあたりが勤労大国日本の常識だろう。だが、ちょっと考えてみれば分かる通り、人間が働きづめで済むはずがない。働けば休養という形の余暇が欠かせないし、個人の自由な楽しみも家庭生活も余暇がなければ進めようがない。仕事は生産と結びついて社会を維持するが、余暇は文化と結合して同じく人間と社会を支えている。

●精神医療とレクリエーション療法

余暇とその活用であるレクリエーションの治療的な意味を最初に確立したのは精神医療の領域である。精神障害をもつ人たちの多くは、仕事を継続することが難しく、勢い、生活全般が余暇に傾く。この時間が病院という隔離された場所で、自室に引きこもって過ごすことになるのは好ましくない。余暇を無駄な時間として見過ごすのではなく、余暇において何かできることはないかという模索が行われたのは当然であろう。精神病院ではすでに古くから余暇活動を活用した「レクリエーション療法」が開発され、展開されてきた。今ではレクリエーション療法は薬物療法、精神療法、集団療法、作業療法等と並ぶ、重要な治療プログラムである。例えば、北海道大学医学部付属病院精神科神経科ホームページでは、レクリエーション療法について次のように解説されている。

<レクリエーション療法>

私たちの治療法の中で、これは最も特筆すべき治療法でありましょう。退屈な病棟生活の彩

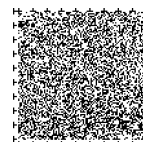
りとして、また、自信を失って自分の殻に閉じこもってしまったかもしれない患者さんが自らを開放するチャンスとして、私たちの治療の中でも大きな位置を占めています。

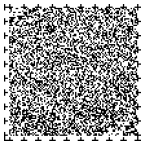
毎週行われる、院内のレクリエーション療法のほか、七夕、盆踊り、クリスマス、雛祭りなどの年中行事をあしらった、レクリエーションも行われます。

また、レクリエーションの企画、実行は私たち医師、看護婦、臨床心理士などスタッフのチームと、患者さんたちが協力、共同して作り上げて行くところもまた極めて特徴的といえましょう。

●精神障害者のための余暇の使い方モジュール

近年、注目すべきは、余暇活動が社会生活につながる自立支援のプログラムとして認知されてきたということであろう。アメリカの精神科関係者によって開発された「余暇の過ごし方」についての総合的な支援方法が導入（翻訳）され、わが国でも試行が始まっている。これはUCLA医学部精神科教授のロバート・P・リバーマンが開発したSILS（自立生活技能群：Social and Independent Living Skillsの略）の一環として位置づけられた余暇支援法である。SILS自体は、症状自己管理モジュール・服薬自己管理モジュール・余暇の過ごし方モジュール・基本会話モジュール・地域生活への再参加プログラムの5つのモジュールからできている。モジュールとはもともと測定の標準、基準寸法、交換可能な構成部分という意味で、ここではいわばそれぞれが1つの学習パッケージをなして、





その全体が自立支援につながっていくという仕組みである。

実際のすすめ方は、6～8人程度のグループを作り、問題状況を設定してロールプレイを行い、その発言や行動を参加者と共に修正しながら適切な行動を探り当てて行こうというものである。翻訳された分厚いマニュアルには、すすめ方や用いられるワークシートが紹介されている。また、実際の進行を撮影したビデオテープもあって、それを参考にしながら進めることができる。

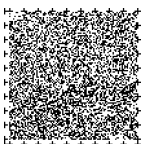
●レクリエーションの目標

余暇の過ごし方を追求するということは、各人が自分にふさわしいレクリエーションを見つけだしていくということに他ならない。SILSでは、それを自分の生活の中に根付かせるために、具体的にどんなすすめ方をすればいいのかを体験学習するのである。

「余暇の過ごし方モジュール」でレクリエーションの効果として指摘されているのは次の7点である。

1. 娯楽：楽しく過ごして退屈から解放され、新しいことやものに積極的になる。
 2. 社会生活への適応：他の人々と交流して考えや感情を交感し、社会的な場面に積極的に参加して、バランスの取れた人間になる。
 3. 運動：動くことによって緊張から解放され、体の機能や体調がよくなり、エネルギーを得て、機敏さも増す。
 4. リラックス：緊張や不安から解放され、よく眠れるようになり、集中力も増す。
 5. 健康感：気分が良くなり、気力が増し、自分自身をよく思うことができるようになる。
 6. 創造的表現：手を使って活動することで喜びを感じ、新しい技能を獲得して達成感を得る。
 7. 目的意識：生活に目標や意味を与え、グループ意識が育ち、地域社会との結びつきも強くなる。
- レクリエーションはこれらの成果をめざして、

一人ひとりの性格・志向・生活状況に適合させながら（これをアセスメントと呼ぶ）計画的に提供すれば、



上に述べたような総合的な効果を導き出すことができる。レクリエーションは何よりも「楽しみ」という生のエネルギーを土台に、心身を解放する営みだからである。それは埋もれていた気力を引き出し、「自己有用感」を高め、生活に張り（生きがい）をもたらす。それによって他者との結合や地域への参画意識が育っていくのである。

●わが国のレジャー・カウンセリング

終わりにわが国にも独自の余暇支援プログラムが開発されていることを強調しておく必要がある。それは（財）日本レクリエーション協会が1994年に「余暇生活相談員・開発士」の養成を始めた時にまとめられた「レジャー・カウンセリング」の手法である。インテイク（受付面接）—余暇生活設計—余暇情報サービスと3段階になった支援プログラムは、さまざまなワークシートを利用して個人的にも集団でも進めることができる。しかし、これは基本的には一般市民（特に退職を間近に控えた中高年）をターゲットとしていた。これを応用して障害者の自立生活を念頭に置いた日本版・福祉型レジャー・カウンセリングを発展させる必要があろう。

戸山サンライズが先頃編集した「障害者レクリエーション活動ハンドブック」には、個人と組織のレクリエーションの質をチェックするリストが掲載されている（次頁参照）。これは障害者の余暇生活を活性化し、生活の真の豊かさを追求するための課題が明らかにされている。

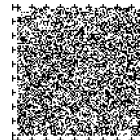
《参考文献》

『自立生活技能プログラム 余暇の過ごし方モジュール』R.P.リバーマン著 中村克彦監訳 丸善 1994

『レジャー・カウンセリング』（財）日本レクリエーション協会編 大修館書店 1994

『障害者のレクリエーション活動ハンドブック』戸山サンライズ編 2007

Quality Of Recreation チェックリスト（個人編）



- レクリエーションのためのT（時間）M（お金）A（活動）
時間（①時間はたっぷりある、②そこそこにある、③あまりない、④ほとんどない）
費用（①費用は惜しまない、②そこそこにはかける、③あまりかけない、④ほとんどかけない）
活動内容（①かなり多彩な活動をしている、②いろいろ楽しんでいる、③種類は少ない、④活動は貧弱）
- レクリエーションの経験
これまでのレクリエーション歴を振り返ると・・・
からだの活動（スポーツ、健康づくり、ダンス、野外レジャーなど）
①充実した経験がある、②まずまずの経験がある、③あまり経験がない、④ほとんど経験がない
こころの活動（音楽・絵画・演劇、芸術一般、美的な趣味など）
①充実した経験がある、②まずまずの経験がある、③あまり経験がない、④ほとんど経験がない
あたまの活動（読書、研究、討論など）
①充実した経験がある、②まずまずの経験がある、③あまり経験がない、④ほとんど経験がない
非日常の活動（旅に出かける、祭りやイベントへの参加など）
①充実した経験がある、②まずまずの経験がある、③あまり経験がない、④ほとんど経験がない
- レクリエーションの環境条件
環境（生活の周辺にある自然環境や文化ホールや図書館、美術館などの文化施設）
①豊かな自然や文化環境がある、②そこそこの環境がある、③あまりいい環境ではない、④自然も文化も貧しい
設備と用具（自分の住まいと持っているレクリエーション用具・道具）
①快適な住まいと多様な用具を揃えている、②それなりの住まいと用具がある、③住まいも用具もそれほどではない、④住まいも用具も貧しい
人間関係・クラブ（レクリエーションのための仲間、レクリエーションのクラブ）
①レクリエーション固有の仲間が多くおり、複数のクラブに入っている、②仲間がおり、クラブに入っている、③仲間はほとんどいない、④全くいない
- レクリエーションについての意識
次のどの意見がもっとも近いか。
①レクは生活のスタイルを創る、②レクは計画的に求めるもの、③レクは余裕があるときすればよい、④レクに価値があるとは思えない
- 新たなレクリエーションへの意欲
次のどの意見がもっとも近いか。
①いつも新しいレクに挑戦したいと思っている、②時には新しいレクに挑戦したいと思っている、③挑戦したいと思うこともある、④ほとんど思わない

Quality Of Recreation チェックリスト（施設・団体）

- レクリエーションの理念：レクを進める明確な理念・目標があるか
①明確な理念が確立され、スタッフに周知が図られている、②目標について一応の合意ができていて、③どんな理念で進められているかははっきりしない、④レクについてほとんど配慮がない
- レクリエーションは計画的に取り組みされているか
①長期・中期・短期の総合的な計画がある、②大きな計画とその時々計画がある、③ほとんど場当たり的である、④計画性は全くないに等しい
- レクリエーション・プログラムの水準
①質の高い、満足できるレクが行われている、②そこそこに充実したレクが行われている、③レクはあっても必ずしも充実しているとは言えない、④レクはほとんどなく、あっても内容は乏しい
- レクリエーションのためのスタッフ配置
①レクのスタッフが明確に位置づけられ、専門性も高い、②レクのスタッフは決められているが、実力は高くない、③レクのスタッフはその都度決められる（常任はいない）、④レクは片手間に行われているだけ
- レクリエーションのための予算措置
①レクの予算は明確にされ、ある程度の金額が確保されている、②レクの予算はあるが、必ずしも十分ではない、③レクの予算はほとんどなく、やりくりして凌いでいる、④レクの予算は全くない
- レクリエーションのための環境と用具
①レク環境は整っており、用具も充実している、②それなりの環境はあり、用具も備えられている、③レク環境は不十分で、用具も多くはない、④レク環境は全く貧弱で、用具もほとんどない

戸山サンライズ（通巻第232号）

発行 平成19年4月10日（隔月10日発行）
発行人 （財）日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎
編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611（代表）
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

編集後記

いつも情報誌「戸山サンライズ」をご愛読いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年度末に発行いたしました「障害者のレクリエーション活動ハンドブック」につきましては、皆さまから多数のお問い合わせをいただいております。送料のみのご負担で皆さまのお手元にお届けしておりますので日々の支援、人材養成等にぜひご活用ください!!

今年度もどうぞよろしくお願いたします。
（廣田）

